

米子市役所本庁舎内
広告付きAED（自動体外式除細動器）設置事業仕様書

1 事業内容

米子市役所の本庁舎内に広告付きのAED（自動体外式除細動器）（以下「AED」という。）を設置、維持・管理し、広告枠への広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の募集並びに当該広告（以下単に「広告」という。）の掲載を行う。

2 事業の実施期間

広告付きAEDの設置期限を令和3年6月15日とし、事業実施期間は設置されるAEDの耐用期間に準じる。

3 設置場所（予定）

本庁舎1階待合ホール（別紙「レイアウト図」参照）

4 設置機器の規格等

（1）広告付きAEDについて

広告掲出部分とAED収納部分が連結した一体の構造であること。

（2）広告媒体について

ア デジタル媒体の広告の場合は音を出さないものとする。

イ 紙媒体の広告の場合は、紙媒体を照らす照明を内蔵した機器の設置を可能とする。

（3）AEDについて

ア AED本体のほか、保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パッド、小児に使用するための付属品、取扱説明書、その他使用するために必要なものを付属すること。

イ 本体、電極パッドともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の認可がされていること。

ウ 最新のJRC蘇生ガイドラインに適合していること。

エ 音声ガイダンス及び取扱説明書が日本語であること。

オ 小児に対し使用可能であること。

カ 電極パッドを貼ることで心電図解析を行い、必要な場合のみ電気ショックを促す安全機能があること。

キ バッテリー容量、電極パッド、内部回路等のセルフチェックを毎日行う機能があること。

ク セルフチェック等で異常があれば、アラーム音を出すなど警告する機能があること。

ケ 使用可能な状態であるか、外見上判断できるものであること。

コ 本体、バッテリー及び電極パッドは耐用期間内のものであること。

（4）配置方法について

機器の設置については、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導並びに防火設備の支障とならない場所及び構造とするよう配慮し、転倒防止や鋭利な突起物がないこと等、庁舎の利用者等に危険を生じさせることがないように安全措置を十分

に講じること。設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業を行う場合は、事前に、市と日程を調整すること。転倒防止のために補強を必要とする場合は、市と協議のうえ補強方法を決定し、広告付きAED設置事業を行う者（以下「事業者」という。）の負担で補強するものとする。

また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認することとする。

(5) 日常点検を含む保守管理について

ア 日常点検を含む保守管理については、全て事業者で行うことを原則とする。ただし、詳細については協議のうえ決定する。

イ 本体の耐用期間や電極パッド等の消耗部品の交換時期を把握し、常に使用可能な状態を維持するよう定期的に適切な点検、交換を実施すること。また、AED使用後には、電極パッド等の消耗品の交換を速やかに行うこと。

(6) その他

ア 設置するAEDは、事業者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可を受けた者から販売又は貸与を受けたものであること。

イ 事業者は、AEDの設置、維持管理、撤去、広告の設置変更等を行う場合は、事前に市の了承を得ること。

5 事業計画について

事業者は、設置する広告付きAEDの仕様、設置に係る施行管理及び広告の内容に関する事項についてあらかじめ市と協議のうえ、当該事項を記載した事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。

6 広告付きAEDの設置許可について

(1) 事業者は、広告付きAEDの設置について、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）に基づき行政財産使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 行政財産の使用許可は、年度ごとに申請するものとし、事業実施期間中は、更新することができるものとする。

7 経費等の負担

(1) 事業者は本事業の実施に伴い、行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）に基づく使用料及び、広告物掲出料を市が指定する方法により期日までに納付すること。また、電気を使用する場合は、別途電気使用料を支払うこと。

(2) 設置機器の制作、設置及び撤去に係る費用並びに広告主の募集、広告の作成、掲出及び撤去は、事業者が実施するものとし、その実施に要する経費は、事業者の負担とする。

8 広告主及び広告等の審査

事業者は、広告主の選定、表示及び広告の内容について、事前に市の審査を受け、承認を受けなければならない。広告の内容は、米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱（平成17年10月7日施行。以下「要綱」という。）を遵守し、当該審査に必要な資料を、市の指定する期日までに提出すること。

なお、広告主については、市税等の滞納状況の確認並びに米子市暴力団排除条例

に基づき警察への照会を行うため、市の指定する様式によりあらかじめ承諾等を得ること。

9 広告内容の修正・削除

市は、広告主及び広告内容が、要綱に違反しているとき、又は庁舎において掲出するものとしてふさわしくないと判断したときは、事業者に対し広告内容の修正又は削除を求めることができる。この場合において、当該変更及び修正に要する費用は、事業者の負担とする。

10 AEDの破損時の対応

事業者は、AEDが毀損又は汚損したときは、速やかに、復旧等の適切な措置をとること。この場合において、当該措置に要する経費は、事業者の負担とする。

11 著作権等

- (1) 事業者は、広告の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本事業による広告に掲載される写真又は画像データ等を、市の事業の紹介等の行政目的のために、市が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者は、その利用を承諾するとともに、広告主からも承諾を得るよう努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合は、この限りでない。

12 事業者の責務

- (1) 事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正の行為をしてはならない。
- (2) 事業者は、広告の掲載により市又は第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- (3) 事業者は、広告事業について市と締結した契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。
- (4) 広告付きAED及び広告に関する問い合わせ先を明確に表示すること。

13 その他

- (1) AEDは、定期的にメンテナンスを行い、掲載広告の内容等に変更が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (2) 電気を使用する場合は開庁時のみとし、タイマー機能等により自動で電源管理が可能なものであること。
- (3) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。
- (4) 使用許可の期間の満了又は取消しにより広告付きAEDを撤去したときは、速やかに設置場所の原状回復をしなければならない。
- (5) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更により、やむを得ず広告付きAEDの設置場所を協議のうえ変更する場合がある。

- (6) 市の信頼及び品位を損なうことがないよう、細心の注意を払うこと。
- (7) 業務の実施について疑義が生じたときは、両者が協議して定めるものとする。